

議案第50号関連資料

明石市土地改良事業分担金等徴収条例について

1 提案の目的

本案は、土地改良事業等の施行により利益を受ける者から、当該事業費に充てるため事業費の一部を分担金等として徴収するために条例を制定しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義

土地改良事業等とは、兵庫県又は明石市が行う土地改良法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する土地改良事業、および市長が定める事業（3号事業）のことをいう。

※土地改良事業：ため池、水路、農道等における整備・維持管理・災害復旧等

※3号事業：土地改良法によらない事業

（土地改良施設維持管理適正化事業、市単独事業等）

(2) 分担金の徴収する相手

事業によって利益を受ける者（土地所有者、農業者、水利組合、土地改良区等）

① 県営事業…法第91条第3項に規定する者

② 市営事業…法第96条の4第1項において準用する法第36条の3第1項に規定する者

③ 3号事業…事業によって利益を受ける者

(3) 分担金の額

① 県営事業…市負担額に市長が定める割合を乗じて得た額（法第91条第2項）

② 市営事業…事業費から国・県の補助金を差し引いて得た額に、市長が定める割合を乗じて得た額

③ 3号事業…事業費から国・県等の補助金を差し引いて得た額を超えない範囲内で市長が別に定める額に、市長が定める割合を乗じて得た額

※市長が定める割合：市負担額および事業費から国・県等の補助金を差し引いた額の50%以下としている。

(4) 特別徴収金

受益者が土地改良事業完了後に土地を目的外用途に供した場合は、特別徴収金を徴収する。（県営事業、市営事業）

(5) 分担金等の徴収の猶予及び減免

市長が特に認めたときは、分担金又は特別徴収金の徴収を猶予、減免、免除する。

3 実施時期

令和2年4月1日より施行

4 経 緯

これまでも、事業により利益を受ける者（水利組合、土地改良区等を含む）から「寄付金」として事業費の一部を受納し、土地改良事業等を実施してきたところであるが、地方自治法第228条第1項の規定に基づき条例を制定することで、事業の施行より受益をうける者に対する「分担金」として徴収し、より適正に執行しようとするものである。なお、この条例の制定により、地元の実質負担が変更になるものではない。